

山梨第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 4 月

令和 6 年 3 月 一部改正

山梨労働局

< 目次 >

はじめに	4
1 計画のねらい.....	4
(1) 計画が目指す社会.....	4
(2) 計画期間.....	5
(3) 計画の目標.....	5
ア アウトプット指標.....	5
イ アウトカム指標.....	7
(4) 計画の評価と見直し	8
2 山梨県内における労働災害の動向と課題	8
(1) 死亡災害の動向	8
(2) 死傷災害の動向	9
(3) 労働災害防止の課題	9
(4) 労働者の健康確保対策の動向と課題	10
ア メンタルヘルス対策関連	10
イ 過重労働防止対策関係.....	10
ウ 産業保健活動関係	10
(5) 化学物質等による健康障害の現状と課題.....	11
(6) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	11
3 計画の重点事項.....	12
4 重点事項ごとの具体的取組	12
(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発.....	12
ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備	12
イ 労働安全衛生におけるＤＸの推進	13
(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	14
(3) 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進.....	14
(4) 業種別の労働災害防止対策の推進.....	15
ア 陸上貨物運送事業対策.....	15
イ 建設業対策	16
ウ 製造業対策	16

エ	林業対策	17
(5)	労働者の健康確保対策の推進	17
ア	メンタルヘルス対策	17
イ	過重労働対策	18
ウ	産業保健活動の推進	18
(6)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	19
ア	化学物質による健康障害防止対策	19
イ	石綿、粉じんによる健康障害防止対策	19
ウ	熱中症、騒音による健康障害防止対策	20
エ	電離放射線による健康障害防止対策	21

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定し、取り組んできた。

その結果、山梨県内における死亡者数は、ここ数年においては年間10人未満の水準まで減少した。

しかしながら、休業4日以上之死傷者数は、長期的には減少傾向にあったが、ここ2年は増加に転じ、令和4年は1,000人を超える状況となっている。60歳以上の高年齢労働者の労働災害が増加しているほか、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、第13次労働災害防止計画期間中(2018年度～2022年度)に法令改正があった化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画(全国版)」(以下「14次防」といい、第13次労働災害防止計画は、「13次防」、山梨第13次労働災害防止計画は「山梨13次防」という。)を踏まえ、ここに「山梨第14次労働災害防止計画」(以下「山梨14次防」という。)を策定する。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得つつ、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)、AIなども活用を図るなど、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、更に「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

更に、とりわけ中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2023 年度から 2027 年度までの 5 か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、山梨労働局における労働災害防止対策を推進する方向を明らかにし、以下の各指標を定め、計画期間中に達成することを目指すものである。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を、2027 年までに 50%以上とする。
- ・卸売・小売業及び医療・福祉の事業場における、正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を、2027 年までに 85%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年（50.0%）と比較して 2027 年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・局署で実施する個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で、災害防止の教育を行っている事業場の割合を、2027 年までに 50% 以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づく措置を行っている事業場の割合を、2027 年までに 35% 以上とする。

建設業

- ・「墜落・転落」防止に関するリスクアセスメントの取組を実施している事業場の割合を 85% 以上とする。

製造業

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止等のリスクアセスメントの取組を実施している事業場の割合を 60% 以上とする。

林業

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 号第 1 号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を講じている林業事業場の割合を 2027 年までに 75% 以上にする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策に取組む事業場の割合を、2027 年までに 70% 以上とする。
- ・労働者に対して、必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027 年までに 70% 以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS 表示を行っている事業場の割合を 2027 年までに 80% 以上とする。
- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施義務対象とはなっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを実施している事業場の割合を、2027 年までに 80% 以上にする。
- ・労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施義務対象とはなっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リス

- クアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を実施している事業場の割合を、2027 年までに 80%以上にする。
- ・熱中症災害防止のために、暑さ指数（WBGT 値）を把握し、活用している事業場の割合を、2023 年（62.1%）と比較して、2027 年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。なお、死傷者数については、新型コロナウイルス感染症を除いた数とする。

なお、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうかを検証する。

（ア）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒災害による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・山梨 14 次防期間中における転倒による平均休業見込み日数を 40 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

（ウ）業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業及び林業

- ・死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ山梨 13 次防期間中と比較して山梨 14 次防期間中の死傷者数を 5 %以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

製造業

- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5 %以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、山梨 13 次防期間中と比較して山梨 14 次防期間中に機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 5 %以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

（エ）労働者の健康確保対策の推進

- ・定期健康診断における有所見率を、2023 年と比較して減少させる。

(オ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の死傷者数を山梨 13 次防期間中と比較して、山梨 14 次防期間中に 5 % 以上減少させる。
- ・熱中症による死傷者数を山梨 13 次防画期間中と比較して減少させる。

(カ) 上記のアウトカム指標の達成を目指すことにより、労働災害全体として、以下の通り目標を設定する。

死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しのつかない災害であることを踏まえ、2022 年と比較して 2027 年においては、20%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、山梨 13 次防期間中と比較して、山梨 14 次防期間中の労働災害による死亡者数の総数を 20%以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

休業 4 日以上死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、山梨 13 次防期間中と比較して、山梨 14 次防期間中の死傷者数の総数を減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、山梨地方労働審議会に報告し、必要に応じ、計画を見直すこととする。

また、アウトプット指標及びアウトカム指標の現状把握は、労働者死傷病報告による死傷者数の基礎データによるほか、**局署で実施するアンケート等**を用いた分析結果によるものとし、当該結果を基に指標を見直すことがある。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

2 山梨県内における労働災害の動向と課題

(1) 死亡災害の動向

死亡者数については、近年は年間 10 人を切る状況となり、山梨 13 次防の最終年である令和 4 年においては 5 人と、目標（5 人以下）を達成した。

しかしながら、山梨 13 次防期間中の死亡者数 27 人のうち、重篤災害の発生割合が高い業種として取り組んできた製造業については 7 人、同じく建設業においても 11 人と、合わせて全体の約 4 割を占めている状況にあり、引き続き重点業種として取り組む必要がある。

また、林業においても1人が労働災害で亡くなっており、死傷災害も減少傾向になく、他の業種と比較して強度率が高いことを考慮し、引き続き重点対象として取り組む必要がある。

(2) 死傷災害の動向

死傷災害については、山梨13次防期間中増加傾向にあり、令和2年以降については、新型コロナウイルス感染症へのり患を除いたとしても増加傾向を示している。その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(25.6%)、「動作の反動、無理な動作」(14.6%)が労働災害全体の約4割(40.2%)を占めているほか、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の割合も依然として高い状況にある。一方、業種別では、第三次産業が重篤な災害は少ないものの、5割弱を占めており、その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒」(34.7%)や「動作の反動・無理な動作」(18.6%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が5割以上を占めており、これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。

(3) 労働災害防止の課題

死傷災害については、定年延長や人材不足等により60歳以上の高年齢労働者が増加し、特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない転倒災害や腰痛といった、いわゆる労働者の作業行動に起因する労働災害(以下「行動災害」という。)が増加していることから、行動災害を防止する取組を促進し、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

労働災害防止を図る上で、安全衛生の取組が遅れていると思われる第三次産業や中小規模事業場の安全衛生対策の取組の強化が重要であり、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からも有効であることの理解が進み、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことにつながると考えられる。

また、特に、コロナ渦における外出自粛による宅配便取扱個数の増加等により、陸上貨物運送事業における労働災害が減少しておらず、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の4分の1を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

さらに、全国的に外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にあることから、県内においても外国人労働者による死傷災害が増加する懸念がある。

一方、山梨13次防期間中の業務上疾病の発生状況を見ると、「負傷に起因する腰痛」が60.6%と最も多く、次いで「病原体による疾病」(新型コロナウイルス感染症)が17.7%、異常温度条件による疾病(熱中症等)が9.1%、「負傷によらない腰痛」が3.5%と

なっている。特に腰痛は、全国的にも社会福祉施設（介護施設等）において発生割合が高くなっていることから、対策を図ることが必要である。

さらには、夏季を中心に発生している「熱中症」についても、初夏から、屋内、屋外を問わず、JIS 規格に適合した暑さ指数計による測定とその結果に基づき、必要な措置等を講じる必要がある。

（４）労働者の健康確保対策の動向と課題

ア メンタルヘルス対策関連

令和３年に労働者 50 人以上の事業場等を対象に提出を依頼した「安全衛生管理活動実施計画書」の集計結果によれば、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、94.3%である一方、令和３年労働安全衛生調査（実態調査）によれば、全国において、労働者数 50 人未満の小規模事業場の取組率は、30 人～49 人で 70.7%、10 人～29 人で 49.6%となっており、特に小規模事業場において、メンタルヘルス対策への取組が進んでいない状況がある。

また、県内の精神障害等による労災「支給」決定件数は、山梨第 12 次労働災害防止計画（以下「山梨 12 次防」という。）期間中が 20 件であったのに対し、山梨 13 次防期間中（令和 4 年 3 月末時点）で 26 件と増加していることから、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

県内の脳・心臓疾患による労災「支給」決定件数を見ると、山梨 12 次防期間中は 3 件であったのに対し、山梨 13 次防期間中（令和 4 年 3 月末時点）で 9 件と増加していることから、過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、長時間労働等による過重労働の防止を図り、リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者への医師による面接指導実施等の措置の徹底を図る。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直しが必要であるため、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

また、地域医療・保健との連携なども含め、小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

さらに、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は全国において 41.1%（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も小さいという結果がある。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確

保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、引き続き治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

（５）化学物質等による健康障害の現状と課題

山梨 13 次防期間中の「危険物、有害物等」を起因物とする労働災害は 28 件発生し、そのうち、化学物質の性状に関連が強いと考えられる有害物等との接触が 18 件と少なからず発生しており、業種別では、製造業が中心であるが、建設業、第三次産業においても発生している。また、全国的には、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の 8 割を占めており、今後、施行を迎える個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理の定着が必要である。

また、2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

さらに、じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生していること、県内においては、近年、熱中症による死亡災害は発生していないが、毎年、死傷災害は 30～40 件前後発生していることから、これら職業性疾病の予防対策についても引き続き取組の推進が必要である。

（６）事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。そのための具体的な方策として、

- ・「労働災害の発生件数・割合、死亡者数等」、「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」、「健康・安全関連取組等」など人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価

- ・安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて、官民・民の商取引などでもこれら事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成などが考えられる。

このほか、中小事業者が様々な事情を抱える中で、自社の安全衛生対策に優先して取り組むためには、安全衛生対策に掛かる費用を助成すること等は有効と考えられる。また、新規に事業を立ち上げる者に対して本計画の内容を教示すること、発注者等において安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないこと、そして契約時等における安全衛生対策経費を確保することが必要と考えられる。

加えて、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

などを説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と課題を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (4) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 重点事項ごとの具体的取組

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

ア 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

- (ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。

- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る（２（６）参照）。
- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」及び「健康経営優良法人認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。
- ・業務の発注者となり得る者に対して、取引先において安全衛生に取り組むことの必要性の理解とその実現のための具体的な留意事項についての効果的な周知方法を研究し、その成果を踏まえ、当該留意事項に係る内容の周知を図る。
- ・事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。また、中小事業者等が自発的に安全衛生対策に取り組めるよう、中小事業者等の意識改革も含めた支援に努めることとする。
- ・引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

イ 労働安全衛生におけるDXの推進

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・AIやウェアラブル端末等のデジタル技術を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請の活用により一層取り組む。
- ・事業主が実施する健診情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・効率的・効果的な安全衛生活動及び作業の安全化の推進に向け、AIやウェアラブル端末等の新技術の活用を促進する。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等の活用をより一層促進する。

- ・事業主が実施する健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組を推進するため、そうした取組が必ずしも進んでいない事業場に対し、健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための費用を支援する。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・転倒災害が労働災害であることを認識するとともに、加齢による骨密度の低下が顕著な高齢者で多く発生していることから、その防止対策の取組を進める。
- ・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

イ アの達成に向けて国等が取り組むこと

- ・「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し、転倒・腰痛防止対策の周知を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及に向けた周知を図る。
- ・高年齢労働者に多い転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の周知を行う。
- ・このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組を進める。
- ・行動災害については、第三次産業において増加傾向にあり、中でも「小売業」及び「介護施設」で増加が目立つことから、令和3年度に「小売業」及び「介護施設」を対象にそれぞれ組織した「SAFE協議会」において、行動災害防止対策について協議を行い、災害防止対策やその事例集等に係るリーフレットを作成、周知するなど、行動災害防止に対する取組を進める。

(3) 高齢者を含めた多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

ア 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進め転倒災害対策を推進する。

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（令和３年３月改定。以下「テレワークガイドライン」という。）」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和４年７月最終改定。以下「副業・兼業ガイドライン」という。）」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

イ アの達成に向けて国等が取り組むこと

- ・「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行うとともに、「SAFE 協議会」における協議も踏まえ、必要な転倒防止及び腰痛防止対策の周知、徹底の取組を進める。
- ・「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえ、必要な転倒防止対策の取組を進める。
- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（テレワークガイドライン）」や労働者の健康確保に必要な措置を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和４年７月最終改定）（副業・兼業ガイドライン）」等を引き続き周知する。
- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する省令が、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付けることとする内容に改正され、令和４年４月に公布されたことから、当該省令の内容についての周知等を行う。
- ・外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示等を促進する。

（４）業種別の労働災害防止対策の推進

ア 陸上貨物運送事業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

（イ）（ア）の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・陸上貨物運送事業における山梨 13 次防期間中の死傷災害の約 25%がトラックからの墜落・転落災害であることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の徹底を図る。
- ・陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討を踏まえ、荷主事業者対策に取り組む。
- ・陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、効果的な対策を積極的に周知し、普及させる。

イ 建設業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号。以下「職場における熱中症予防基本対策要綱」という。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号。以下「騒音障害防止のためのガイドライン」という。）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

（イ）（ア）の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・山梨 13 次防期間中における県内の建設業に係る死亡災害の約 3 割が墜落・転落災害であることから、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和 4 年 10 月 28 日公表）を踏まえ、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の周知徹底を図る。
- ・地震、台風、大雨、大雪、噴火等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 111 号）に基づき、国土交通省と緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に取り組む。
- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの健康障害防止対策の推進を図る。

ウ 製造業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

（イ）（ア）の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。
- ・労働災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。

エ 林業対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・伐木等作業の安全ガイドライン、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 4 号改正。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

（イ）（ア）の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等の周知徹底を図る。
- ・林野庁や地方公共団体、労働災害防止団体等と連携し、関係機関連絡会議の開催、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施、労働災害防止団体の安全管理士や都道府県の林業普及指導員等による指導等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を講ずるよう取組を進める。

（５）労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・ストレスチェックや集団分析の実施を促進するため、本省が作成するストレスチェックの実施、集団分析ができるプログラムの活用に向けて周知を図る。
- ・山梨産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を引き続き支援する。
- ・集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策を検討し取り組む。
- ・健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に取り組む意義やメリット(欠勤、プレゼンティーズム、経営損失の防止等)について周知し、経営層に対する意識啓発の強化を図る。

イ 過重労働対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)に基づき令和3年7月30日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく取組の他、事業者が医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導が勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について効果的な周知方法を検討し、事業者への周知に取り組む。
- ・「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」(過労死等防止調査研究センター実施)における研究成果を踏まえた業種別・職種別の防止対策の周知に取り組む。

ウ 産業保健活動の推進

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。

- ・事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・産業現場のニーズの変化を踏まえつつ、より効果的に産業保健活動が推進されるよう、「産業保健のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、産業保健に関わる者の役割分担や連携のあり方、保険者等との連携のあり方、小規模事業場における産業保健活動のあり方等、治療と仕事の両立について気運の醸成を図る。
- ・企業や医療機関及び労働者本人を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（令和4年3月改訂）等の周知啓発を強化するとともに、「両立支援コーディネーター」の活動状況を把握した上で、より効果的な配置について検討し、その更なる活用を図る。
- ・山梨産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにより、中小企業を中心とする産業保健活動への支援を、引き続き実施する。
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所等事業主団体が、会員等にメンタルヘルス対策を含む産業保健に係るサービスを提供した場合に支給される助成金の周知を図る。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。

化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDS交付を確実に実施する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」の記載についても徹底を図る。

化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を確実に実施する。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置・濃度基準値遵守のための業種別・作業別の化学物質ばく露防止対策マニュアルの作成支援を行う。
- ・労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおけるGHS分類・モデルSDS作成及びクリエイト・シンプル（簡易リスクアセスメントツール）の周知等の事業場における化学物質管理の支援を行う。

イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

(ア) 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第 10 次粉じん障害防止対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」への労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の登録の確実に実施する。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・石綿事前調査結果報告システムの運用、ポータルサイトによる情報発信等について周知を図る。
- ・改正石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に係る周知を図る。
- ・建築物石綿含有建材調査者講習等の講習機会を十分に提供する。
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を図る。
- ・解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）による取組を強化するため、関係省庁との連携や発注者の配慮義務に係る周知等を図る。
- ・県内においては、山梨 14 次防期間中にリニア中央新幹線に係るずい道工事の施工が活発になると見込まれることから、第 10 次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進等に取り組む。
- ・トンネル工事に従事する労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等の一元管理を行うためのずい道等建設労働者健康管理システムの登録を勧奨するとともに、当該システムを所管する建設業労働災害防止協会に対して支援を行い、トンネル工事に従事した労働者の健康管理の充実を図る。

ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。

- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本工業規格(J I S)に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行うほか、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

(ア)労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

(イ)(ア)の達成に向けて国等が取り組むこと

- ・医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する。